

通 知 書

株式会社 K a r i g o
代表取締役 片岡大宜 殿

令和 5 年 6 月 2 7 日

通知人 中野私書箱センターアクア
代表 栢森高志



T E L 0 3 - 5 3 8 0 - 6 0 8 8

中野私書箱センターアクア（以下「当センター」という）は株式会社 K a r i g o（以下「貴社」という）に対し、今回の商標権不正使用について下記の通り請求する事を通知します。

既に令和 5 年 2 月 1 4 日、貴社 [REDACTED] 氏からの電話でお伝えした通り当センターでは「レンタルポスト」の商標について商標使用許諾契約を結ばず不正に使いホームページやネット上で宣伝や集客、配達物の一時預かり（私書箱業務）を行う事業者に対して 1 店舗あたり不正使用した月数かける 5 万円の商標使



用料請求をしております。

今回、平成30年1月31日の警告から2度目の不正使用に関して貴社サイト上でのコラム記事等に使用された令和4年7月7日から令和5年2月6日までの商標使用料として7ヶ月分である35万円を不正使用の商標使用料として請求します。

上記の請求額35万円に関しては令和5年7月14日(金)15時までに振込み頂くか来店されての支払いに応じます。今回の請求に関して反論は上記期限までに必ず書面にてご連絡下さい。

記

西武信用金庫 中野北口支店

普通 1119488

ナカノシショバコセンターアクア

尚、期日までに支払いがない場合や今回も一方的に何ら話し合いも無い場合は当センターとしても全てを公開の上、損害賠償請求を含めた法的措置を取らざるを得ませんことをご承知おき下さい。

この郵便物は令和5年6月27日第97205号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

